

「たましんポイントサービス」サービス規定

多摩信用金庫

1. サービス内容

「たましんポイントサービス」(以下、「本サービス」といいます)は、当金庫との各種取引内容に応じて、当金庫所定の方法により提供される「たましんポイント」を累積し、年1回当金庫所定の日にたましんポイントを株式会社しんきんカードのワールドプレゼントポイント(以下、「ワールドプレゼントポイント」といいます)に移行、または、その他当金庫が定める方法により利用することができるサービスです。

2. 対象

当金庫に預金口座を開設されており、たましんジョイントカードの会員である個人の方で、「8. 契約終了」に該当しない方に限ります。ただし、任意団体や屋号名義は対象外とします。

3. 本サービスの開始

本サービスは、当金庫所定の方法またはお客さまのお申込みに基づいて、開始されます。

4. たましんポイント

(1) たましんポイントの集計は、本サービスのお申込みがあった本支店およびお取引がある本支店における取引に対して行います。なお、複数の本支店にお取引があった場合、各本支店における取引に応じて、本支店ごとにたましんポイントが付与されます。

(2) ポイント付与は、当金庫所定の基準により毎月月末時点の各種取引内容に応じて、当金庫所定の日に自動で累積します。

(3) たましんポイントの対象となるお取引項目は次のとおりとし、当金庫所定の基準で累積します。

	ポイントの対象となるお取引項目	
お受け取り	①給与振込	
	②年金受給	
自動支払い	③公共料金(電気・水道・ガス・電話・NHK)のいずれか	
	④クレジットカードの支払い	
	⑤税金	
お預入れ	⑥定期性預金(定期預金・財形貯蓄預金・定期積金の掛込残高)の合計残高	300万円以上 600万円未満
		600万円以上 1,000万円未満
		1,000万円以上
お借入れ	⑦住宅に関わるローン	
	⑧たましん個人ローン	
	⑨カードローン・リバースモーゲージローン等(貸越残高千円以上)	
その他	⑩金庫会員(出資保有)	

(4) 各お取引項目のポイント数は、パンフレット等またはホームページで告知します。

(5) 各お取引項目の内容は、次のとおりとします。

① 給与振込

当金庫に給与または賞与の振込実績があること。(該当処理月(ポイント判定月)より過去2ヵ月間に給与または賞与の振込実績があること。なお、お勤め先の振込方法等によってはポイントの対象外となる場合があります。)

② 年金受給

当金庫に公的年金等の振込実績があること。(該当処理月(ポイント判定月)より過去3ヵ月間に対

象となる年金の振込実績があること。なお、支給停止や年金担保貸付を受けたことにより振込が中断した場合は、ポイントの対象外となります。）

③ 公共料金（電気・水道・ガス・電話・NHK）

電気・水道・ガス・電話・NHK のいずれかの引落実績があること。（電気・電話は該当処理月（ポイント判定月）より過去 2 ヶ月間／水道・ガスは該当処理月（ポイント判定月）より過去 4 ヶ月間／NHK は該当処理月（ポイント判定月）より過去 13 ヶ月間に引落実績があること。なお、支払先企業の契約、集金代行会社の引落とし等によってはポイントの対象外となる場合があります。）

④ クレジットカードの支払い

当金庫にクレジットカードの引落実績があること。（該当処理月（ポイント判定月）より過去 13 ヶ月間に引落実績があること。なお、対象となるクレジットカードを複数ご利用の場合でも 1 カウントとなります。ただし、一部のクレジットカードをご利用の場合は 2 カウントになる場合があります。対象となるクレジットカードの詳細は、当金庫ホームページをご確認ください。）

⑤ 税金

当金庫に税金の引落実績があること。（該当処理月（ポイント判定月）より過去 13 ヶ月間に引落実績があること。なお、対象となる税金は、当金庫ホームページをご確認ください。）

⑥ 定期性預金（定期預金・財形貯蓄預金・定期積金の掛込残高）の合計残高

毎月月末における定期預金および財形貯蓄預金のお預入れ金額並びに定期積金の掛込残高の合計金額で、ポイント付与します。（外貨定期預金は、合算されません。）

⑦ 住宅に関わるローン

住宅に関わる当金庫所定のローン（「しあわせ物語 たましんライフサポート住宅ローン」、長期リフォームローン「リフォーム上手」、たましん個人ローン（リフォーム）、東京都住宅融資、市制度住宅融資、公的融資つなぎローン、住宅金融支援機構「一般・財形・フラット 35」）が対象となります。住宅金融支援機構の場合、当金庫を通じてお申込みをいただき、住宅金融支援機構から融資を受け、かつその返済口座を当金庫に指定している場合に限りです。また、対象となるローンを複数ご利用の場合でも 1 カウントとなります。（ただし、市制度住宅融資と住宅金融支援機構をご利用の場合は、最大 3 カウントになります）なお、たましん住宅ローン「しあわせづくり」、新型住宅ローン「自由プラン」、たましん住活ローン「住宅資金」、住宅資金借換ローン「のりかえ上手」、信金中央金庫代理貸「しんきんグッドすまいリング」については、対象となりますが、新規取扱を終了しています。

⑧ たましん個人ローン

たましん個人におけるリフォーム以外の資金使途が対象となります。（対象となるローンを複数ご利用の場合でも 1 カウントとなります。ただし、教育とその他の資金使途のローンをご利用の場合は、2 カウントになります。）

⑨ カードローン・リバースモーゲージローン

CITY・VIP・2WAY・TOPS・住活カードのいずれかのカードを保有しカードローン利用残高が千円以上ある場合、または、利用枠設定型教育ローン「キャンパス エール」もしくはたましんリバースモーゲージローンの貸越残高千円以上の場合に対象となります。（複数のカードローンや利用枠設定型教育ローン「キャンパス エール」またはたましんリバースモーゲージローンをご利用の場合、利用残高および貸越残高は合算されます。）

⑩ 金庫会員（出資保有）

当金庫の出資金を保有する方が対象となります。

※⑦～⑨について、月末時点でご返済に遅れがある場合、ポイント付与の対象外となります。

(6) 当金庫の都合により、事前の通知なく、たましんポイントの対象となるお取引項目およびポイントを変

更することがあります。

5. 特典内容

(1) 累積されたたましんポイントは、ワールドプレゼントポイントに移行されます（複数の本支店にお取引があった場合、本支店ごとのたましんポイントを合算して移行します。）。移行後本サービス対象者は、ワールドプレゼントポイントとして利用することができます。

(2) たましんポイントは、4月1日～3月31日の取引内容等に応じて累積され、毎年7月にワールドプレゼントポイントに移行されます。

(3) 付与されるたましんポイントの上限は、年間で300ポイントとします。

(4) たましんポイントとワールドプレゼントポイントとの交換比率は、たましんポイント1ポイントに対して、ワールドプレゼントポイント5ポイントとします。

(5) ワールドプレゼントポイントに移行したたましんポイントは、株式会社しんきんカードから送付されるご利用代金明細書のポイント情報の「調整ポイント」欄に表示されます。その結果、たましんポイントは、ワールドプレゼントポイントの景品等と交換できます。ただし、当該決済日の売上集計期間（5月16日～6月15日）にクレジットの加盟店より株式会社しんきんカードへ利用代金の請求がない場合、ご利用代金明細書は発行されません。また、当金庫ATMにてたましんポイントをご確認いただくことも可能です。

(6) 株式会社しんきんカードから送付される「ご利用代金明細書」に表示されたポイントに基づき、株式会社しんきんカードが定める所定の引換手続によって景品等との引換えを行うことができます。なお、付与したたましんポイントの状況については、当金庫の店舗または株式会社しんきんカードにお問い合わせください。

6. 届出事項・通知等

(1) 氏名・住所・電話番号・印章・代表口座等に変更があったにも関わらず、当金庫所定の変更手続が行われていない場合は、本サービスの利用が制限される場合があります。

(2) 契約者の申し出により当金庫からの連絡を不要とされている場合は、本サービスの利用が制限される場合があります。

(3) 届出のあった住所あてに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について当金庫の責めに帰すべき場合を除き当金庫は一切の責任を負いません。

7. 個人情報の取扱い

契約者は、以下の(1)(2)について同意するものとします。

(1) 当金庫と株式会社しんきんカードを含む本サービスの業務受託先が、本サービスに係る業務の履行上、契約者の下記個人情報に保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記目的で利用すること。

① 個人情報

本サービスに関与し、契約者より届け出のあった氏名・住所・電話番号・カード会員番号・当金庫における顧客番号等の情報。

② 利用目的

本サービスの提供・管理および本サービスの研究開発

(2) 当金庫は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁より契約者の個人情報を提供するよう求められた場合は、その要求に従うこと。

8. 契約終了

(1) 本サービス契約者が本契約を解約する場合は、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、契約者から解約の申出なく、本サービスの契約は終了します。

① たましんジョイントカードの口座振替設定を行っている口座を解約した場合やたましんジョイント

カードが解約となった場合

②代表口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合

③当金庫が、別途定める一定期間の利用がないために、代表口座の預金取引を停止した場合

④契約者本人が亡くなられた場合

(3) 次のいずれかに該当した場合は、当金庫はいつでも、本サービスを解約することができます。

①契約者について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。

②契約者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③住所変更を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって当金庫において契約者の所在が不明になったとき。

④契約者が申込みの時に虚偽の申告をしたとき。

⑤契約者がその他本規定に違反する等、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。

(4) 解約を行った場合、株式会社しんきんカードへの未移行のたましんポイントはすべて消滅します。

9. 譲渡・質入等の禁止

本サービスの権利は、譲渡・質入または第三者への貸与等はできません。

10. 準拠法・合意管轄

本規程の契約準拠法は日本法とします。なお、本サービスに関する訴訟については当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

11. 本サービスの変更

(1) 金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合、本サービスを変更（削除）することがあります。この場合、あらかじめ当金庫ホームページに規約を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 契約者が当金庫の所定の規約・規定等を履行されていない場合やその他相当の事由があると当金庫が判断した場合には、契約者に通知することなく、本サービスを変更（削除）することがあります。

(3) 変更内容は、条項の変更日以降、取り扱うものとします。なお、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

12. 本サービスの中止

(1) 金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合、本サービスを中止することがあります。この場合、あらかじめ当金庫ホームページに中止する旨および中止日を公表することにより、中止できるものとします。

(2) 契約者が当金庫の所定の規約・規定等を履行されていない場合やその他相当の事由があると当金庫が判断した場合には、契約者に通知することなく、本サービスを中止することがあります。

(3) 当金庫の任意の中止によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

以上
(2022.4改定)